

第3章 本市の現状と課題

本市の現状と課題について、平成28(2016)～令和2(2020)年度を期間とする第3次下関市男女共同参画基本計画(以下、「第3次計画」という。)の基本目標ごとに考察していきます。

※第3章の図表は、脚注が無いものは全て令和元年度に実施した市民意識調査の結果です。
※小数第二位を四捨五入した結果、合計が必ずしも100%にならない場合があります。

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の啓発

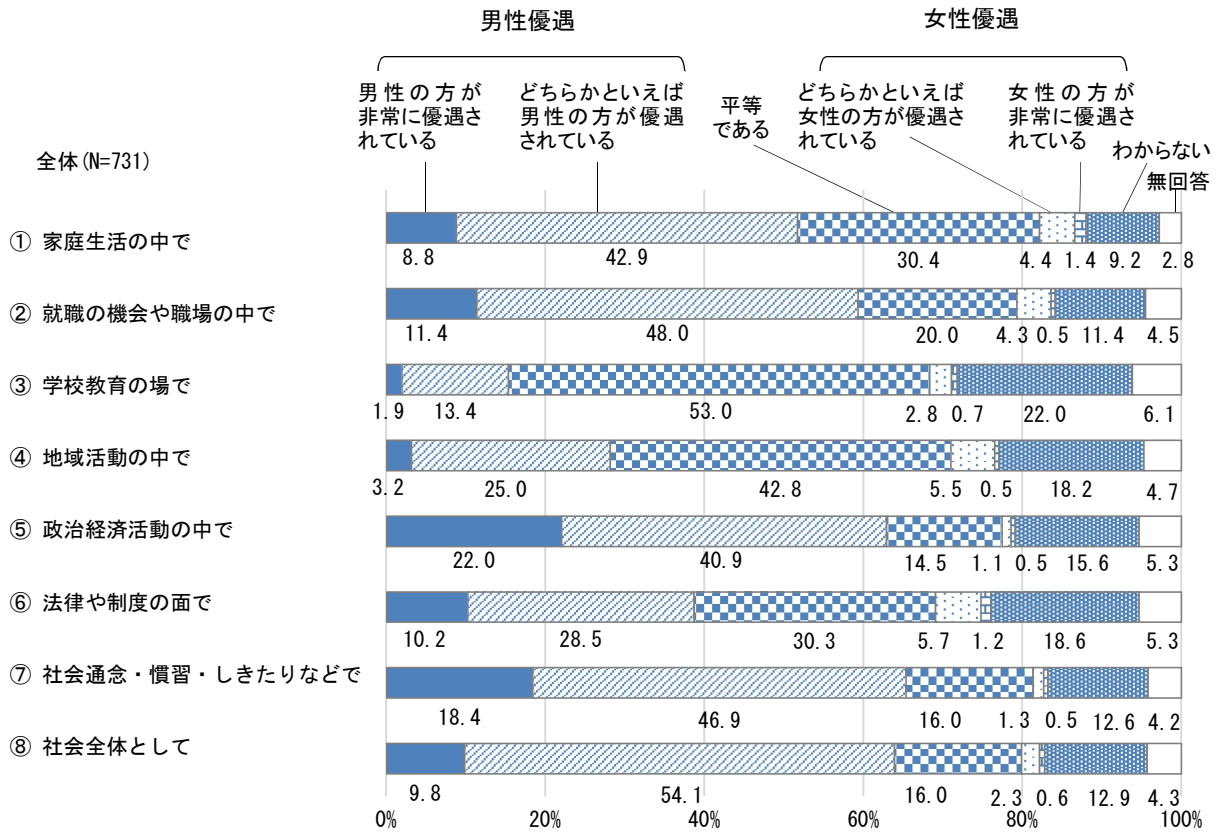
重点項目1 男女共同参画についての理解を深める啓発の推進

第3次計画期間中、講演会や講座の開催等により意識啓発を進めてきましたが、令和元年度に実施した市民意識調査によると、「男女共同参画社会」の言葉の認知度は49.0%と5年前の49.8%とほぼ横ばいであり、依然として5割に達していません。また、男女の地位の平等感について「平等」との回答は社会全体においては16.0%と5年前の18.3%より低くなっており、第3次計画の成果目標を達成できていません。

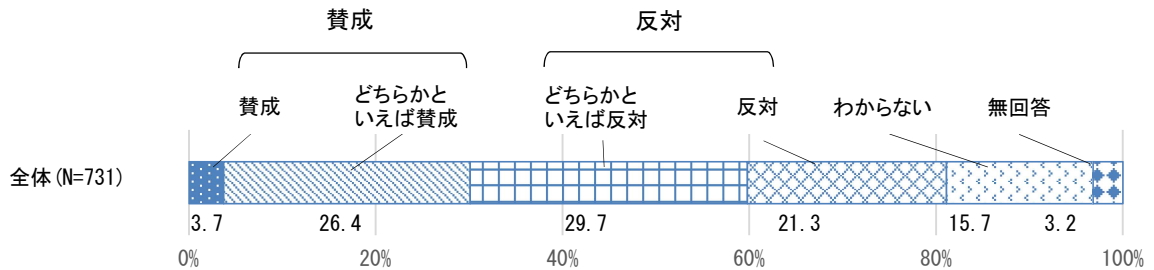
また、「男は仕事、女は家庭」という考え方については、5割以上の市民が反対と考えているものの、依然として約3割の市民が賛成との考えを持っており、性別による役割分担意識は根強く残っているといえます。

男女があらゆる分野で平等になるために大切なこととして、「女性をとりまく様々な社会通念・慣習・しきたりを改めること」との回答が53.3%と高く、今後市民全体への意識の浸透を行うために、より効果的な啓発活動を行う必要があります。

【各分野における男女の平等感について】



【「男は仕事、女は家庭」という考え方について】



重点項目2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

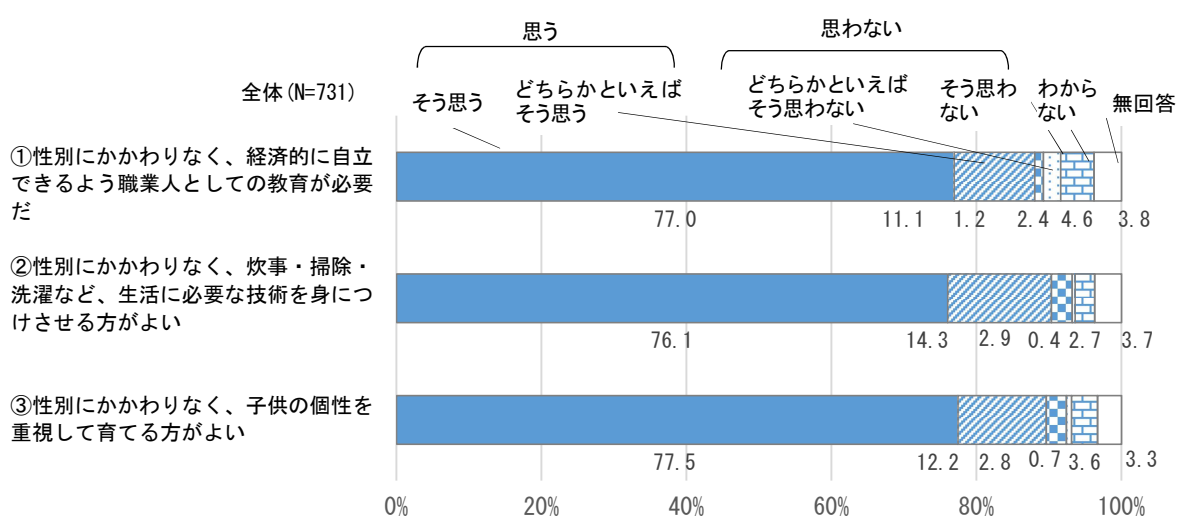
市民意識調査によると、学校教育の場においては、「平等」との回答が53%と、5年前の調査とほぼ横ばいですが、他の分野に比べて割合が高くなっています。

また、男女共同参画社会を実現するために教育の場で大切だと思うことについての問いに対しては、「互いの良さを理解し異性を思いやる心を育てる教育を充実する」ことが重要との回答が66.7%、「心身の発育について正しく理解し、生命や性を尊重する教育を充実する」との回答が59.2%ありました。

また、子どもの教育については、回答の9割近くが、性別にかかわらず、「経済的に自立できること」、「生活に必要な技術を身につけること」、「個性を重視して育てること」がよいと考えています。

そのため、今後も学校教育の場を含め、あらゆる教育の場で、性別にかかわらず、個性を尊重し、社会や家庭生活などで活躍するための必要な能力を身につける教育を推進することが必要です。

【子どもの教育について】



重点項目3 国際社会に対する理解を深める啓発の推進

平成27(2015)年9月の国連サミットで、全会一致でSDGs(持続可能な開発目標)が採択され、17の国際目標の一つとして「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられました。

しかしながら、世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数(GGI)2020においては、日本の総合順位は153か国中121位と、他の国々と比較して依然として男女の格差が大きいのが実情です(経済分野115位、政治分野144位、教育分野91位、健康分野40位)。

本市は、世界の5都市と●姉妹友好都市の盟約を結んでおり、また多くの外国人が本市を訪問し、市民レベルでの交流の場が広がっています。そのため、市民一人ひとりが国際的な女性の地位向上に係る動きを理解し、国際交流活動の中で、男女が共に能力を発揮し、活躍できる取組を推進していくために、必要な情報提供や啓発を行う必要があります。

【GGI(2020)上位国及び主な国の順位】

順位	国名	スコア	順位	国名	スコア
1	アイスランド	0.877	15	フランス	0.781
2	ノルウェー	0.842	19	カナダ	0.772
3	フィンランド	0.832	21	英国	0.767
4	スウェーデン	0.820	53	米国	0.724
5	ニカラグア	0.804	76	イタリア	0.707
6	ニュージーランド	0.799	81	ロシア	0.706
7	アイルランド	0.798	106	中国	0.676
8	スペイン	0.795	108	韓国	0.672
9	ルワンダ	0.791	121	日本	0.652
10	ドイツ	0.787			

資料：内閣府男女共同参画局

Global Gender Gap Report 2020

●本市の姉妹友好都市：サントス市、イスタンブール市、釜山広域市、青島市、ピッツバーグ市の5都市(締結順)。

基本目標Ⅱ 社会における女性の活躍の推進 (下関市女性活躍推進計画)

重点項目1 施策・方針決定過程における男女共同参画の推進

本市の行政委員会及び法令・条例設置の審議会委員の女性委員の割合は令和2(2020)年4月1日現在で31.0%であり、第3次計画の目標値35%には達していません。

市民意識調査によると、方針決定の場への女性の登用が必要と考えている割合が17.6%であり、5年前の9.4%から大きく割合が増えています。

今後は今まで以上に市の審議会等に女性の参画を推進する取組が必要です。

【行政委員会及び法令・条例設置の審議会等への女性の登用状況(下関市)】

区分	審議会等委員			審議会等の数		
	委員総数 (人)	女性委員 (人)	女性委員 割合(%)	総数	女性参画 数	女性参画 割合(%)
平成27年	1,132	348	30.7	67	57	85.1
平成28年	1,098	335	30.5	67	54	80.6
平成29年	1,132	340	30.0	70	57	81.4
平成30年	1,070	317	29.6	66	52	78.8
令和 元年	1,065	313	29.4	65	48	73.8
令和 2年	1,024	317	31.0	63	49	77.8

資料：市民部人権・男女共同参画課

重点項目2 女性のあらゆる分野における活躍支援

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、20歳の女性の83%が反対との回答をしており、「女性は、結婚や出産にかかわらず、ずっと職業をもつ方がよい」との回答が48.5%を占め、5年前より10ポイント上昇しています。

他方で、地域活動の場においては、「団体の会長に男性がつき、女性は補助的役職につく慣行がある」との回答の割合が29.6%となっており、また、「女性は役員などの責任のある仕事につきたがらない」との回答が21.3%となっています。

そのため、働くことを希望する女性が就労の場で活躍できる取組を行うとともに、まちづくりや防災の場においても女性の視点を取り入れ、活躍の場を広げる取組が必要です。

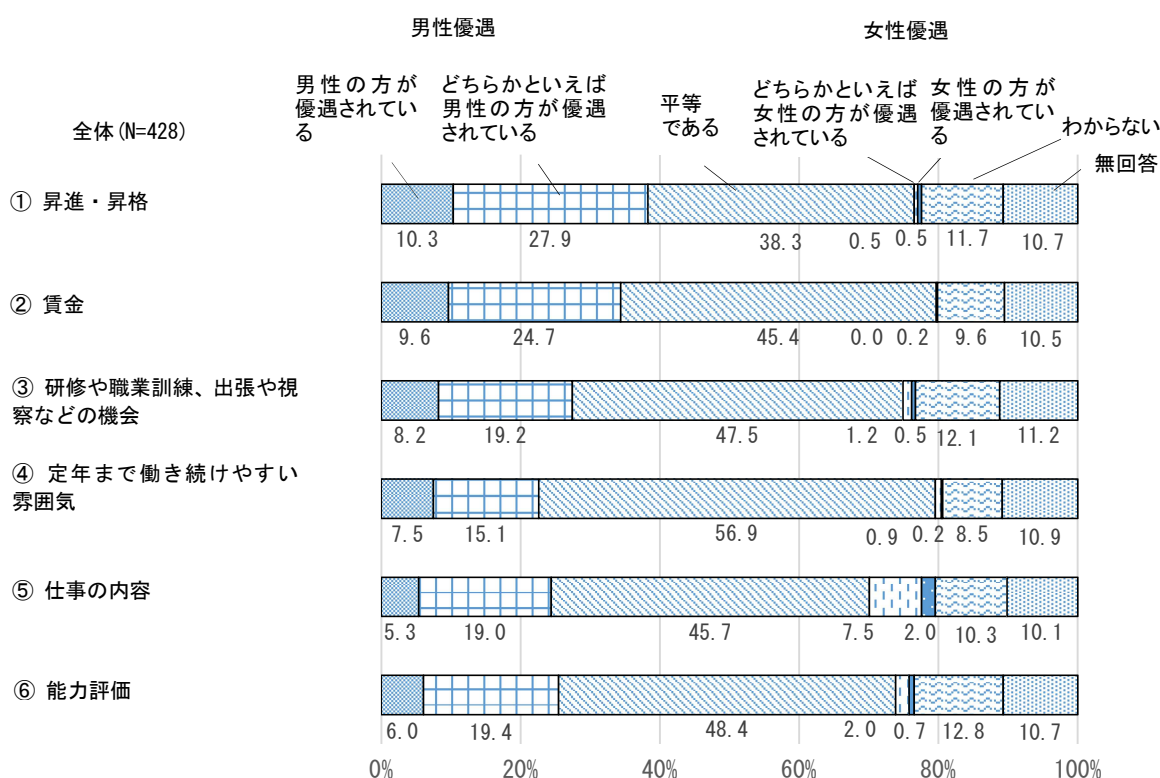
重点項目3 働く場における男女共同参画の推進

市民意識調査によると、「就職の機会や職場の中」で平等と感じている割合は20.0%と低く、また、就労している人の職場での平等感については、「平等である」との回答が「昇進・昇格」を除き4割を超えています。女性よりも男性が優遇されている割合の方がいずれの項目でも高くなっています。

男女の均等な待遇と機会の確保のために、今後も関係機関と連携を図るとともに事業者に向けた啓発を推進し、女性の活躍を支援する取組が必要です。

また、農林水産業等の就労の場においても同様に取り組んで行く必要があります。

【職場での平等感について】



重点項目4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

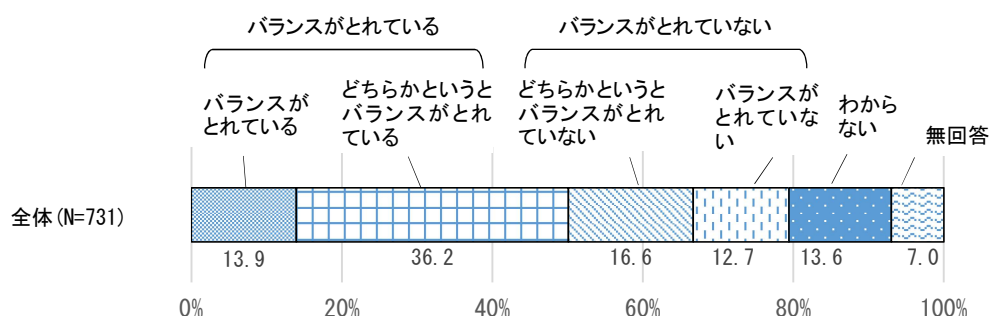
市民意識調査によると、「ワーク・ライフ・バランスがとれていない」との回答が約3割を占めています。また、「仕事とそれ以外の生活を両立したい」と希望する割合が48.3%である一方、「両立できている」との回答の割合が30.9%に留まっています。

本市では、平成30（2018）年3月に●「第七次下関市いきいきシルバープラン」を、令和2（2020）年3月に●「“For kids”プラン2020」を策定し、介護や育児への取組を進めています。

男女が家事、育児、介護等の家庭生活における責任を果たしながら、安心して働けるよう、保育サービスや介護サービスを充実し、職場における男女の均等な取扱いについての企業への働きかけなどを市が引き続き行っていく必要があります。

また、令和2（2020）年に世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症を受け、従来の働き方の見直しや新しい生活様式が求められるようになりました。在宅勤務に代表される勤務形態が今後も社会に根付き、ワーク・ライフ・バランスの推進につながるよう取り組んでいく必要があります。

【仕事と生活の調和について】



- 第七次下関市いきいきシルバープラン：老人福祉法第20条の8に基づく「高齢者福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に基づく「介護保険事業計画」で構成。なお、第八次下関市いきいきシルバープランは令和3（2021）年2月策定。
- “For Kids”プラン2020：子ども子育て支援法第61条第1項に基づく「下関市子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「下関市次世代育成支援行動計画」及び母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「下関市ひとり親家庭等自立促進計画」で構成。

重点項目5 男性の意識と職場環境の改革

市民意識調査によると、女性が自身の能力を発揮していきいきと働くためには「お茶くみ、コピーとりなど補助的な仕事は、男女の区別なく行う」との回答が48.8%、「短時間勤務制度など柔軟な勤務制度を整備し、地域活動や家庭生活などの時間を確保できる仕組みをつくる」との回答が48.5%でした。

また、「管理職にある者が、女性が活躍できるように支援を行う」との回答が46.2%あり、経営者や管理職の職場における女性活躍推進への取組が強く求められています。

また、女性が働き続ける上での問題点として、「家事や子育て、介護との両立が難しい」との回答が78.1%ありました。

一方、令和元（2019）年度に実施した事業所アンケートによると、育児休業の規定がある事業所が87.4%、介護休業の規定がある事業所が82.5%ありました。また、働きやすい環境づくりのための取組として、「有給休暇取得の促進」との回答の割合が88.3%、「業務の効率化について、各部所等で検討」が72.8%あり、市内の事業所では女性の活躍に向けた様々な取組が行われていることがうかがわれます。

そのため、市内事業所の取組事例を広く紹介することにより、様々な事業所でワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、女性が活躍できる取組の輪が広がっていくよう啓発を行う必要があります。

重点項目6 女性活躍推進に取り組む企業への支援

事業所アンケートによると、「性別に関係なく、業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修の機会を与えている」との回答が90.3%、「女性の採用及び登用を行っている」との回答が79.6%と非常に高く、女性の活躍に取り組む事業所の割合が高いことがうかがわれます。

一方、市民意識調査によると、女性が働き続けられるようにするために本市に望むことについて「職場における男女の均等な取扱いについて企業に働きかけること」との回答が33.0%、「女性の活躍推進に取り組む事業所への支援を行うこと」との回答が22.6%ありました。

本市として、職場における管理職の意識を改革するための取組を行うとともに、事業所が女性の活躍推進に取り組みやすいよう支援を行う必要があります。

基本目標Ⅲ 家庭や暮らしにおける男女共同参画の推進

重点項目1 家庭、地域における男女共同参画の推進

子どもの教育については、回答の9割近くが、性別にかかわらず、「経済的に自立できること」、「生活に必要な技術を身につけること」、「個性を重視して育てること」がよいとなっており、子どもの教育段階から男女共同参画に関する取組が求められています。

また、高齢者介護においては「夫や息子など男性も分担すべき」との回答が55.2%を占めており、家庭生活における男女共同参画の推進を引き続き行う必要があります。

地域活動については、本市では●下関市市民協働参画条例を制定し、市民と行政、市民と市民における共同関係の構築と●パートナーシップの確立に向けた取組を行っています。

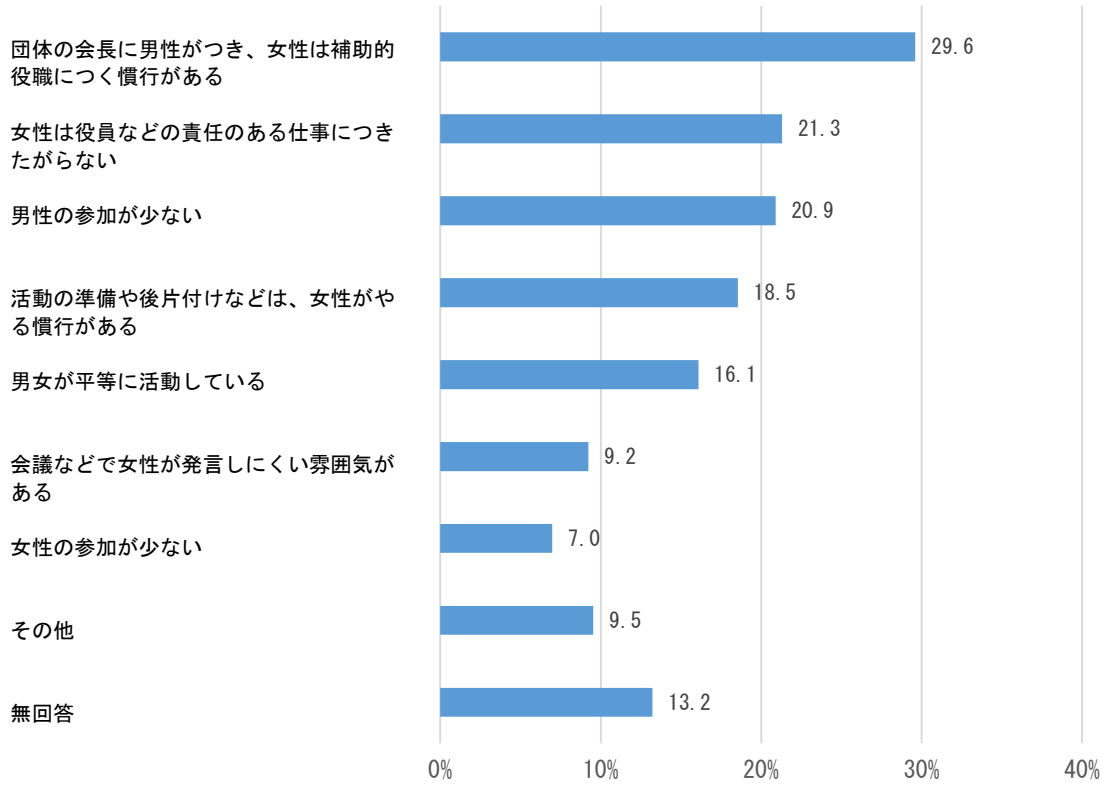
その中で、市民意識調査によると、地域活動の中で男女の地位の平等感について、「平等」との認識が42.8%となっており、依然として5割に達していません。また、「団体の会長に男性がつき、女性は補助的役割につく慣行がある」との回答が29.6%である一方、「男性の参加が少ない」との回答が20.9%ありました。

地域活動における男女共同参画を推進し、活力ある地域社会を形成するために、本市として男女の多様な視点が活かされ、ともに地域の様々な活動に参画できるよう支援が必要です。

- 下関市市民協働参画条例：市民と行政が協働して市政の発展を図るため、市民参加の基本的な事柄を定め、市民参画のあり方を明確に位置付けた条例。平成17（2005）年2月13日施行。
- パートナーシップ：協働を実現するための友好的な協力関係。

【地域活動の現状について】

全体 (N=731)

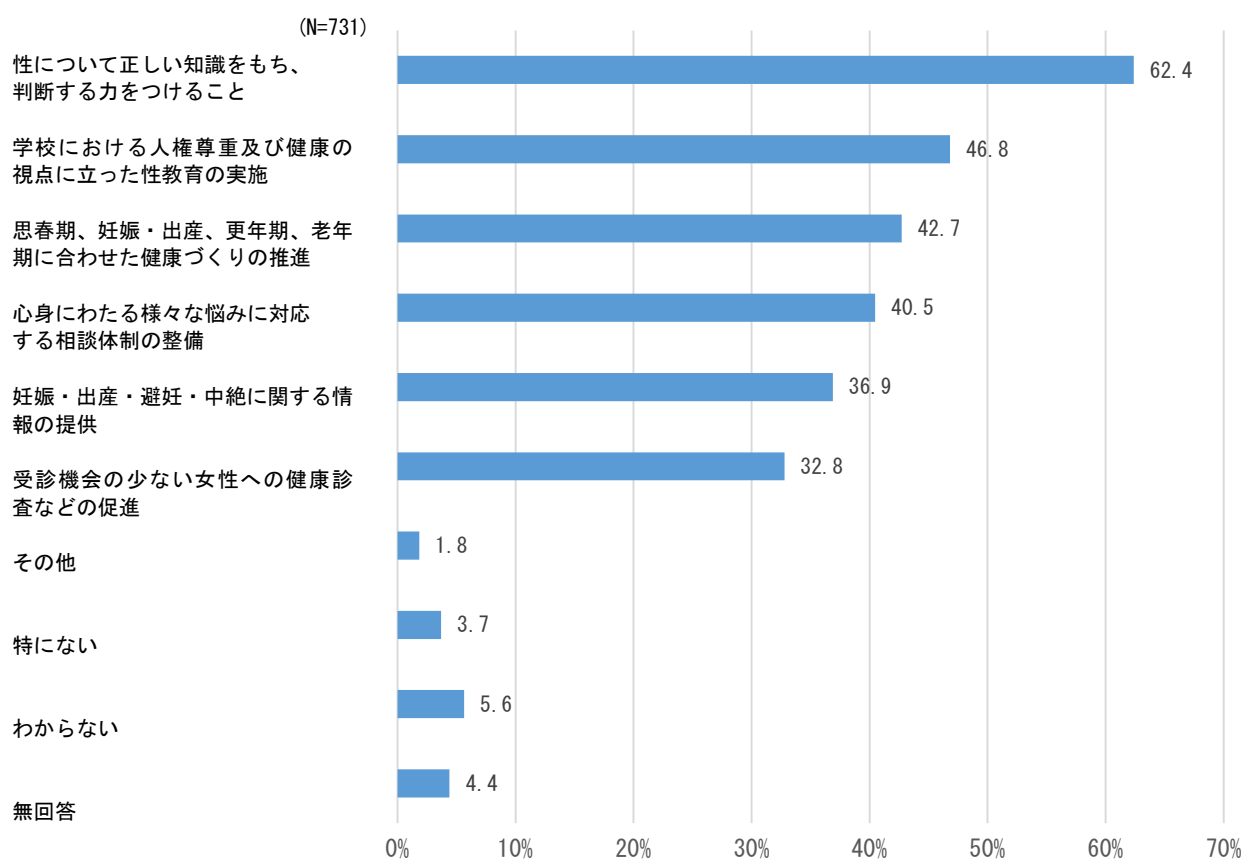


重点項目2 安心して生活するための支援の充実

市民意識調査によると、男女がお互いの心身を理解し、生涯にわたって健康であるために大切であることについて、「性について正しい知識をもち、判断する力をつけること」との回答が62.4%、「学校における人権尊重及び健康の視点に立った性教育の実施」が46.8%など、どの項目も回答の割合が高くなっています。

男女共同参画を推進するにあたり、男女がお互いの身体的性差を理解し、尊重する意識の浸透を図るとともに、子どもを安心して産み、育てることができるよう支援を行うことが必要です。

【男女が互いの心身を理解し、生涯にわたって健康であるために大切であること】



基本目標Ⅳ 男女間の暴力を許さない社会の実現 (第2次下関市DV対策基本計画)

重点項目1 男女間の暴力防止に関する意識啓発の推進

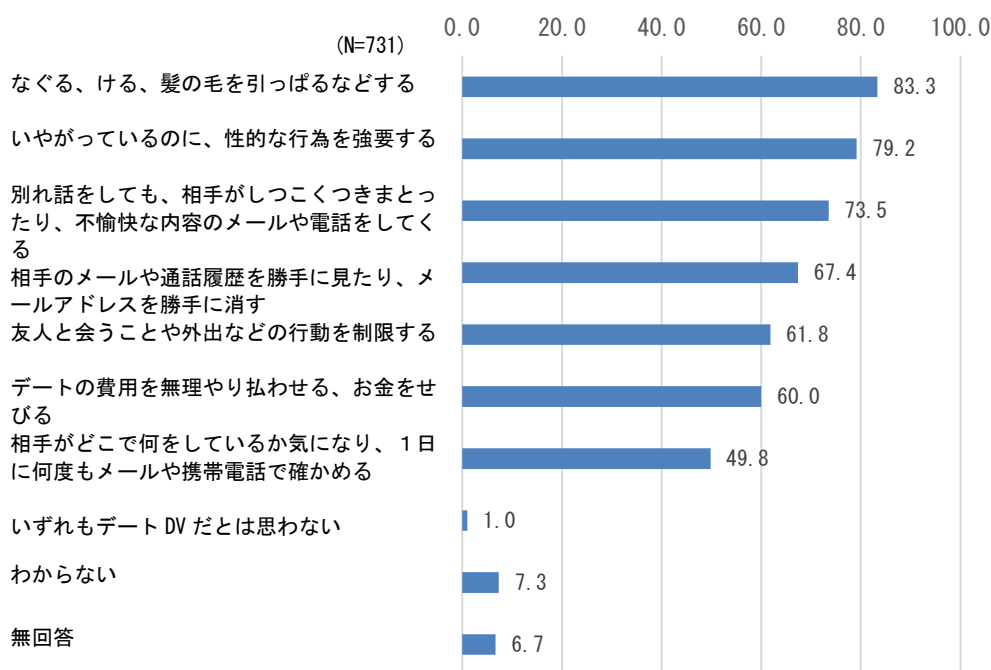
本市においては、DV防止講座等の開催により、DV防止に関する様々な啓発を行ってきました。しかしながら、市民意識調査によると、「どんな場合でも暴力にあたる」との回答の割合は、「平手で打つ」については69.7%、「足でける」が78.8%、「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」が86.6%となっており、依然として2割から3割の市民が暴力として認識していません。

また、デートDVに関して、いずれの問いに対しても100%には届いておらず、DVであるとの認識が十分であるとはいえません。また、DVには身体的なものだけではなく、精神的なものや性的なものも含まれていますが、認識が十分であるとはいえません。そのため、男女間の暴力を防止するためには、すべての市民が、DVやデートDVについて理解し、防止するための効果的な啓発を引き続き行う必要があります。

また、セクシュアル・ハラスメントについては、「受けたことがある」との回答の割合が7.6%と、5年前と変わっておらず、引き続きセクシュアル・ハラスメントに関する啓発を行う必要があります。また、併せてその他の様々なハラスメントに関する啓発を行う必要があります。

※本計画は同性のカップル間の暴力を含みます。

【デートDVだと思う行為】



重点項目2 相談体制の充実及び被害者の保護

本市においては DV に関する相談窓口の情報提供を行うとともに、相談体制の充実、被害者の安全確保や自立に関する支援を行ってきました。しかしながら依然として毎年度 100 件を超える相談を受け付けているのが現状です。

市民意識調査によると、配偶者やパートナーから身体的な暴力を受けたことがある割合は 4.5%、精神的な暴力は 4.4%、性的な暴力は 1.5%となっています。

しかしながら、「どこにも相談しなかった」との回答は 38.8%であり、その理由として「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」との回答が 29.0%ありました。一方で DV を受けたことにより「心身に不調をきたした」との回答が 31.8%、「被害を受けたときの感覚がよみがえる」が 27.6%あり、被害者の保護に取り組むことが必要です。

【DV に関する相談件数】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
下関市（件） （延べ件数）	207	160	129	110

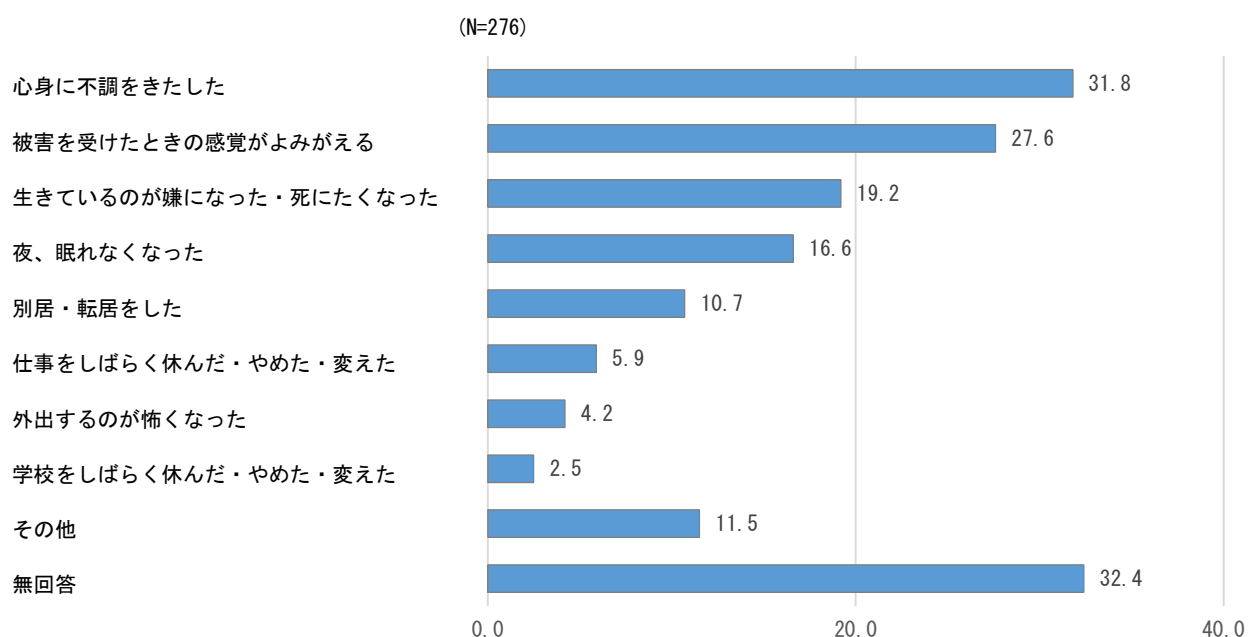
資料：福祉部福祉政策課

重点項目3 被害者の自立支援

市民意識調査によると、DVを受けたことにより、「別居・転居をした」との回答が10.7%、「仕事をしばらく休んだ・やめた・変えた」が5.9%、「学校をしばらく休んだ・やめた・変えた」が2.5%となっており、日常生活に大きな影響を受けていることが分かります。

そのためDV被害者が自立した生活を送るために必要な各種制度や支援内容について、関係機関や関係部署と連携し、被害者の自立支援に向けた取組が必要です。

【DVを受けたことによる生活への影響・変化】



重点項目4 DV 対策推進体制の整備

市民意識調査によると、DV を受けたときの相談先として、「警察」との回答が 58.5%、「市役所、市民相談所」が 39.0%である一方、「相談できる窓口を知らない」との回答が 27.1%あり、相談場所が十分に認知されているとは言えません。

そのため相談窓口の周知を図るとともに、関係機関や関係部署と連携強化を図る必要があります。

